2026.10.26変更

※すべての項目を、消えないペンで記入してください。

生徒旅客運賃割引証(学割証) 発行願

鈴鹿市立大木中学校長 様

以下のとおり旅行したいので、割引証を発行してください。

年 月 日

住所

保護者名

使用する個人毎に、1枚ずつ必要です。

学級・席	年 組 席 (=証明書番号)
生徒名	
生年月日	年 月 日(才)

使用目的	*※裏面参照の上、いずれか該当に○をつけてください。* (3)特別または正課外教育活動 ・ (4)就職/受験 (5)見学/行事参加 ・ (6)傷病治療他 ・ (7)保護者旅行随伴 【 具体的に: のため 】
旅行先	(都・道・府・県)
乗車区間	① 駅から 駅まで ② 駅から 駅まで *往復乗車券・連続乗車券の販売は終了しました。* ※JRの片道の営業キロが、101キロメートル以上の区間を旅行する場合。 ※私鉄については、学割がきくかどうか各鉄道会社にお問い合わせください。 ※学割証1枚の発行につき、片道の普通乗車券2枚まで同時に発売されます。
日程	月 日から 月 日まで

※生徒旅客運賃割引証(学割証)の有効期限は、発行日から3か月間(卒業まで)です。
※学割証により購入した乗車券を利用する時は、学生証(生徒証明書)を携帯してください。

(学校使用欄)

※学割証と学割発行簿に、割印する(契印)。

発行日	・ ・	発行番号	年度- 号

2026.10.26変更

＜参考＞

学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領

平成１６年４月１日　制定
平成１７年４月１日　一部改正
平成２５年４月１日　一部改正
令和　３年４月１日　一部改正

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の取扱については、旅客鉄道株式会社各社（以下「ＪＲ各社」という。）が定める「旅客営業規則」及び「学校及び救護施設指定取扱規則」の規定によるほか、本取扱要領に定めるところにより行うこととする。

1　制度の趣旨

学割証の制度は、学生生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

2　学割証の配付

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、ＪＲ各社が定める学割証の様式を、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）並びに各都道府県及び構造改革特別区域法第１２条第１項における認定を受けた各地方公共団体（以下「都道府県等」という。）に配付する。

②　都道府県等は、機構から配付された学割証の様式を、「学校及び救護施設指定取扱規則」第２条第１項第１号及び第３号に規定された指定学校のうち所管する学校に配付する。

3　使用目的の範囲

機構又は都道府県等から学割証の様式の配付を受けた学校は、制度の趣旨に鑑み、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限り、学生生徒に対して学割証を交付するものとする。

(1) 休暇、所用による帰省
(2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
(3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
(4) 就職又は進学のための受験等
(5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
(6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
(7) 保護者の旅行への随行

※中学校は
(1)(2)は該当しません。

※ (3)～(5)の場合、大会等の要項・案内文などの写しを添付してください。
（日付・行先・内容などが分かるもの）